

平成 30 年度 労働生産性向上推進事業補助金

労働生産性の向上により、長時間労働の削減、有給休暇の取得促進等に積極的に取り組む中小企業等を支援する補助金です。

業務を効率化して、誰もが働きやすい新しい職場づくりを推進しましょう！！

補助対象者

次の(1)～(3)のすべての要件を満たしている者

- (1) 京都府内に主たる事業所等を有する者であること。
- (2) 労働生産性の向上により、長時間労働の削減や有給休暇の取得の促進等に取り組む意欲のある中小企業等であること。
- (3) 中小企業応援隊又は公益財団法人京都産業21のコーディネータの推薦を受けた者であること。

<中小企業等の範囲>

業種に応じて①または②を満たすもの、又はこれらを構成員とする団体又はこれらに準じるもの

業 種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小 売 業(飲食店含む)	5,000万円以下	50人以下

補助対象経費等

労働生産性向上に資する機器の導入等に係る経費
(京都府内の事業所等において実施される取組が対象)

◆対象経費例◆

- ・IoT ツールの導入による生産設備の稼働率向上
- ・ロボットの導入による付随的業務の効率化等
- ・ドローンの活用による測量や施工管理等の効率化 等

補助率等

補助対象経費の1/2以内
(上限額 100万円)

申請期間

平成30年7月10日(火)～平成30年8月28日(火)(当日消印有効)

補助金は予算の範囲内で交付するため、
補助対象となった場合でも、希望された金額を交付で
きない場合もあります。あらかじめご了承ください。

【裏面につづく】

手続の流れ

甲

= 申請者

甲

京都府中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)を通じて、
(公財)京都産業 21 のコーディネータ等に相談

甲

(公財)京都産業 21 のコーディネータ等の推薦を得て、
中央会に交付申請書等を提出

事業内容、効果について審査し、採択又は不採択の通知をします。
採択の場合は、交付決定を行う。(不採択の場合は、交付決定を行いません。)

甲

事業を実施し、効果を確認の上、中央会に実績報告書等を提出

実績報告書等の内容を確認し、補助金の金額確定・交付(精算払)

※補助金を活用された皆様に、好事例の発信等を目的として成果公表をご協力いただく
場合がございます。

詳しくは京都府ホームページをご覧ください！

<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/suportcenter-hoijyokin.html>

お問い合わせ先・補助金申請先

まずは御相談ください。

京都府中小企業団体中央会

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町 17 京都府中小企業会館 4 階

電話 075(314)7131 / FAX 075(314)7130

受付時間：月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9～12時、13時～17時

申請様式は、京都府中小企業団体中央会のホームページからダウンロードできます。

<http://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/cat2/post-69.html>